

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容		命令に従わない者等に対する特別障害者手当の不支給
根拠法令等及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第11条
処分基準	根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第11条第1号及び第2号、 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第36条第1項及び第2項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 1 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 (1) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項（2参照）の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。 (2) 障害児が、正当な理由がなくて、第36条第2項（3参照）の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 2 第36条第1項の規定 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。 3 第36条第2項の規定 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。	

